

令和元年度 第2回

茨 木 市 都 市 計 画 審 議 会  
— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	令和元年度第2回茨木市都市計画審議会
開催日時	令和元年7月10日(水) 10時00分開会・11時50分閉会
開催場所	市役所南館8階中会議室
会 長	澤木 昌典
出席者	<p>[ 委 員 ]</p> <p>澤木 昌典、秋山 孝正、吉田 友彦、神吉 紀世子  藤里 純子、栗尾 尚孝 &lt;以上学識経験者&gt;</p> <p>下野 巖、塚 理、長谷川 浩、朝田 充、小林 美智子  米川 勝利、上田 光夫、青木 順子、友次 通憲、篠原 一代  &lt;以上市議会推薦&gt;</p> <p>長井 順一 &lt;以上関係行政機関の職員&gt;</p> <p>平田 義行、中尾 希 &lt;以上市民&gt;</p> <p>大上 眞明 &lt;以上臨時委員&gt;</p> <p>(以上、計20名)</p>
欠席者	鈴木 依子、岡本 康夫
事務局	福岡市長、井上副市長、河井副市長、岸田都市整備部長、福井都市整備部次長兼都市政策課長、田邊建設部次長兼下水道施設課長、砂金都市政策課参事、新開都市政策課長代理兼推進係長、杉浦都市政策課計画係長、吉村下水道施設課長代理兼計画係長
議題(案件)	<p>&lt;南目垣・東野々宮町地区&gt;</p> <p>大阪府決定  府案件第41号 北部大阪都市計画区域区分の変更</p> <p>茨木市決定</p> <p>議第113号 北部大阪都市計画用途地域の変更  議第114号 北部大阪都市計画高度地区の変更  議第115号 北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更  議第116号 北部大阪都市計画下水道の変更  議第117号 北部大阪都市計画土地区画整理事業の決定  議第118号 北部大阪都市計画地区計画の決定</p> <p>&lt;国道171号西河原交差点拡幅&gt;</p> <p>大阪府決定  府案件第42号 北部大阪都市計画道路の変更</p> <p>茨木市決定  議第119号 北部大阪都市計画公園の変更</p>
傍聴者	2名



議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○ 事 務 局	ただ今から令和元年度第2回茨木市都市計画審議会を開会する。開会にあたり、福岡市長からあいさつを申し上げる。
○福岡市長	(あいさつ)
○ 事 務 局	本日の南目垣・東野々宮町地区に関する案件は、農業振興地域内の農用地に係る案件であるため、臨時委員も審議に加わっていただくが、岡本委員は当該案件の利害関係者であることから、出席いただいていない。よって、本日の出席状況は、委員総数22名のところ、出席者は20名となっており、茨木市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、会議は成立している。鈴木委員からは欠席のご連絡を頂いている。 また、本日は2名の方が傍聴されている。
○ 事 務 局	(資料の確認)
○ 事 務 局	それでは、茨木市都市計画審議会条例第7条第1項の規定により、以後、本審議会の運営を澤木会長にお願いします。
○澤木会長	本日は、南目垣・東野々宮町地区に関する案件と国道171号西河原交差点の拡幅に関する案件、以上2つの案件について審議する。 まず、南目垣・東野々宮町地区に関する案件は、府決定案件として、大阪府から府案件第41号に関して意見を求められている。また、市決定案件として議第113号から118号が付議されている。 これらの案件については相互に関連する内容であるため、一括して説明を受け、質疑を行うこととする。それでは、事務局からの説明を求める。
○ 事 務 局	(事務局説明)
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。
○朝田委員	当該案件は、地元協議を重ねていることから、反対ではない。しかし、農地を所有する地権者は、農業を続けることが出来るのであれば続けたいのではないかと想像すると複雑な思いがある。農業委員会の意見を伺いたい。また、地元説明会の住民意見の詳しい内容を教えてほしい。
○福井次長	地元説明会の詳細について、特に税金に関するものが多く、市街化区域へ編入することに伴う負担増を懸念するものであった。特に、反対の意見は無かったと認識している。土地区画整理事業の区域内の農業継続希望者と区域外の農

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○福井次長	地所有者に対しては、生産緑地の指定申出の案内を郵送し、今年5月から7月末にかけて指定申出や相談を受け付けている。
○大上委員	農業委員会が、当該事業の計画を最初に知らされたのは7年程前であった。広大な農地が無くなることに対する懸念はあったが、市が地権者の意向を確認したところ、8割を超える地権者が事業に賛成すると聞き、反対することは難しいと考えている。農業委員会としては、土地区画整理準備組合に対して、農地にかかる様々な規制等を十分理解し、適切に取り組むよう指導している。
○朝田委員	市には、農地保全に関するまちづくりの理念をもって欲しい。市民農園等、農地に対する市民の需要は高いにもかかわらず、島の市民農園が廃止される予定であること等、それに応えることができていないのではないか。
○福井次長	都市計画担当課としては、農業施策について回答することは難しいが、都市農地に関する法律改正等により、市民農園などの貸付け農地に対して、一定の条件を満たせば納税猶予が継続されるなどの状況を踏まえ、担当課と連携して取り組んでいく。
○澤木会長	都市計画マスタープランでは、「都市的土地利用と営農環境の維持・向上が図られるよう誘導します」とあるが、事業後も営農を希望する地権者の営農環境に支障のない計画か。また、地区計画では農地が業務地区の一部に区分されているが、問題ないか。
○福井次長	土地利用計画図で示しているとおおり、農業継続希望者の意向を踏まえ、農地を集約して換地し、水路整備など営農環境の維持・向上に必要な施設の整備を行う。また、業務地区は、主に個人地権者が多様な土地利用ができる区域として設定している。
○朝田委員	農地と商業地区が隣接するが、高層建築物が建築されることにより営農環境に支障はないか。
○福井次長	営農環境に配慮した土地利用を行うよう、組合へ申し伝える。
○篠原委員	交通への影響について、商業施設による発生交通が南目垣二丁目交差点を通過するとのことだが、物流施設による発生交通はどこを通過するか。十三高槻線から出入することはないか。南目垣二丁目交差点の右折レーンの延長は適切か。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○福井次長	物流施設についても、南目垣二丁目交差点から新たに整備する区画道路を 通って出入する計画である。右折レーンの延長等の交通対策については、 警察等関係機関と協議し、適切な整備を行う予定である。
○青木委員	交通安全対策は徹底し、特に、搬入口は注意してほしい。また、摂津市 のごみを本市の環境衛生センターで処理する計画があるが、影響はないか。
○福井次長	摂津市側に橋を設置することにより直接進入できるようにする等、本市 に影響がないよう、摂津市と検討していくと聞いている。
○藤里委員	自動車の交通への影響は調査しているが、自転車の交通も増加すること について、十分検討されたい。
○岸田部長	自転車の交通量が増加することも想定されるため、引き続き安全対策に ついて、警察等関係機関と協議していく。
○長谷川委員	物流施設は、高さ 22 メートル以下で建築するのか。
○福井次長	物流施設は、地区計画における施設導入地区に建築される予定だが、こ の地区においては、本市の「北部大阪都市計画高度地区計画書の規定によ る特例許可に関する運用基準」に準じた条件を満たす場合に、建築物の高 さの最高限度が緩和できることを規定しようとしている。
○長谷川委員	準工業地域を指定した上で、地区計画により更に建築物の用途を制限し ているという理解でよいか。
○福井次長	そのとおりである。幹線道路沿道の産業系土地利用を誘導するため、住 宅等の新築を制限しようとしている。
○上田委員	緑化率 20%の根拠はあるか。
○福井次長	大阪府の北部大阪都市計画区域マスタープランや第 7 回市街化区域及 び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針において数値が示 されていることや、市としても緑豊かなまちづくりを目指すため、緑化率 20%を指定しようとしている。
○上田委員	緑化することは良いが、その整備は、敷地を囲うフェンスの外側にし、

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○上田委員	歩道沿いに整備するなど、より良い空間となるよう協議されたい。
○福井次長	道路から見た景観等を考慮し、より良い空間となるよう事業者と協議していく。
○神吉委員	イメージパスにおいて商業施設のエリアが駐車場で占められていて、あまり望ましくないものだと感じている。あくまでイメージに過ぎないということや、都市計画で規定できる範囲は理解しているが、先ほどの意見も、みどりや空地の整備方法などについて、具体的な開発計画において十分検討されたい、というものであった。また、集約換地する農地が生産緑地でなくなった場合、業務地区の中で都市的に土地利用され、残る農地の営農環境に支障がある恐れも考えられる。今後、当該地域のまちづくりを進めていく上で、みどり、環境など、開発計画に対する指導や助言などを行う機会や営農環境の維持・向上につながる取組はあるか。
○福井次長	大規模な建築物は、景観条例に基づく景観アドバイザー制度を活用しながら、適切に指導や助言を行っていく。また、農業との関係は、周辺も含めた農地でとれた作物を商業施設で販売するなど、事業者や担当課等と協力し取り組んでいく。
○澤木委員	みどりについても十分に協議されたい。
○福井次長	みどりが専門の景観アドバイザーもおり、十分協議し、指導や助言を行っていく。
○藤里委員	調整池の整備等に行われるとのことだが、防災上の観点も重要である。
○井上副市長	ここまでの具体的な開発計画への意見については、開発協議の際に、担当課が関係法令等に則り、適切に協議し調整を行っていく。防災に関しては、調整池を整備し、雨水排水の流出を抑制することや、立地する施設に緊急時の支援機能を担ってもらうことが考えられる。
○吉田委員	地区計画の細区分について、業務地区と商業地区における建築物の用途制限の考え方の違いは何か。
○福井次長	業務地区は、個人の比較的小規模な土地が含まれることや個人地権者が土地利用することを踏まえ、多様な土地利用が可能となるよう、風俗営業の禁止等、最低限の制限とし、商業地区は、大規模な商業事業者が進出予

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○福井次長	定であることを踏まえ、一定の工場等を制限することで、商業施設を中心とした土地利用を誘導するものである。
○澤木会長	ほかに意見や質問はないか。  (意見・質問無し)
○澤木会長	他に無いようなので、質疑を打ち切る。反対の意見は無かったため、一括して表決へ入るが異議ないか。  (異議なし)
○澤木会長	府案件第 41 号は異議なしとして回答し、議第 113 号～118 号は都市計画の案のとおり承認することに異議はないか。  (異議なし)
○澤木会長	それでは、府案件第 41 号は異議なしと回答し、議第 113 号～118 号は都市計画の案のとおり承認することとする。
○澤木会長	ここで、次の案件の審議に入る前に臨時委員の大上委員は退席される。  (大上委員退席)
○澤木会長	次に、国道 171 号西河原交差点の拡幅に関する案件については、府決定案件として、大阪府から府案件第 42 号に関して意見を求められている。また、市決定案件として、議第 119 号が付議されている。 これらの案件については相互に関連する内容であるため、一括して説明を受け、質疑を行うこととする。それでは、事務局からの説明を求める。  (事務局説明)
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。
○篠原委員	自転車通行空間は車道側に整備する計画となっているが、国道 171 号は交通量が多く、自転車通行空間が連続していれば問題ないが、今回は、この区間のみの変更であり、連続性がない。現状、自転車は歩道を通行していることを踏まえて、車道と分離し、自転車通行空間を歩道側に整備すべきではないか。



議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○砂金参事	現在のところ、幅員構成として自転車通行空間を片側 1.5 メートル確保しようとしている。今後、整備に関する詳細は、警察等関係機関と協議していく。
○篠原委員	現状の自転車の通行を踏まえて、連続性が確保されるよう整備されたい。最近では、学生が非常に多く、右折レーンを整備しても歩行者が多ければ右折できない懸念がある。既存の歩道橋は撤去すると聞いているが、その後の安全対策はどうか。
○砂金参事	学校側と協議し、通学路を複数に分散すること等を、学校側が検討されている。歩道橋は、拡幅工事の際は撤去されるが、歩行者の安全対策は、国、市と警察が連携して引き続き取り組んでいく。
○篠原委員	当該地周辺は、学校だけでなく戸建住宅、集合住宅や商業施設などが建築されるため、将来の交通安全対策について十分検討されたい。
○秋山委員	交通事故や渋滞対策のため、道路を改良することは間違いではないが、交通の問題はそれだけで全て解決できるものではない。道路の問題は、ネットワークで考える必要があり、安全対策も含め、総合的に取り組む必要があることは認識されたい。
○砂金参事	ご意見として承った。
○平田委員	完璧な対策はないが、道路整備だけでなく、ソフト面での対策について柔軟に取り組んでほしい。例えば、スクランブル交差点とすることも考えられる。また、当該地周辺の路線バスに学生が多く乗車するようになり、住民が乗車できず困っているといったことも起きており、住民の思いを真摯に受け止めてほしい。
○砂金参事	スクランブル交差点等の対策については、今後、警察等関係機関に確認していきたい。また、安全対策については、国と市が引き続き検討していく。
○小林委員	地元説明会における自転車通行空間に対する意見について、詳しく聞きたい。また、自転車通行空間を整備する根拠や、国道 171 号の将来的なビジョンはあるか。
○砂金参事	地元説明会では、篠原委員からもご意見いただいたとおり、当該区間の

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○砂金参事	み整備することや車道に整備することに対する安全上の疑問についての意見があった。詳細については、今後、警察等関係機関と協議していく。また、自転車通行空間は道路構造令に位置づけられており、今後、国道171号を拡幅整備する際は、同様に設置していくと聞いている。
○小林委員	危険な道路にならないよう、引き続き関係機関と協議してほしい。
○澤木会長	ほかに意見や質問はないか。  (意見・質問無し)
○澤木会長	他に無いようなので、質疑を打ち切る。様々な意見があったが、都市計画の案自体に対してではなく、整備後の安全対策に関係するものであった。よって、都市計画の案に対する付帯意見の位置付けではないと捉えている。反対意見は無かったため、表決に入るが異議ないか。  (異議なし)
○澤木会長	それでは表決に入る。府案件第42号は異議なしと回答し、議第119号は都市計画の案のとおり承認することに異議ないか。  (異議なし)
○澤木会長	それでは、府案件第42号は異議なしと回答し、議第119号は都市計画の案のとおり承認することとする。ただし、各委員から意見があったとおり、交通安全対策等について事業者である国を中心に関係機関と協議し、事業に取り組んでいくよう、市から十分お伝えいただくことをお願いする。 さて、本日の予定案件はすべて終了した。長時間にわたり議事運営にご協力いただき感謝する。 以上をもって、令和元年度第2回茨木市都市計画審議会を閉会する。事務局から事務連絡があればお願いします。
○事務局	次回の都市計画審議会については、11月頃の開催を予定している。後日、日程調整をさせていただく。 また、都市計画マスタープラン中間見直しに係る常務委員会については8月19日に開催するので、場所等の詳細を別途ご案内する。 事務局からは以上である。  (11時50分閉会)